

令和4年4月1日から 成年後見制度利用支援事業の内容を 一部変更します

変更の理由

丹波市成年後見制度利用支援事業は、家庭裁判所から選任された成年後見人、保佐人および補助人（以下「成年後見人等」という。）への報酬を支払うことが困難な場合、報酬の全部または一部を補助することにより、後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人等の生活を守ることができるように支援することも目的の一つとしています。

丹波市では、今後も高齢化が進み、事業対象者の増加が見込まれる中、より多くの方が成年後見制度を利用しやすくなるよう、令和4年4月1日から成年後見制度利用にかかる報酬補助の基準を明確にするなどの見直しを行います。



おもな変更の内容

	改正前	改正後
補助金の対象者について	<p>①活用できる資産及び貯蓄等が乏しく、成年後見人等の報酬の全部又は一部の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある方 ②生活保護の受給者 ③成年後見人等の報酬を負担することで生活保護法による要保護者となる方</p>	<p>①生活保護を受給中の方 ②報酬付与の審判によって決定された報酬対象期間最終日における貯金、現金及び有価証券の合計額が 40 万円未満の方 ③成年後見人等の報酬を支払うことにより、報酬付与最終日の預貯金等額が 40 万円未満となる方</p> <p>ただし以下の場合は対象者から除く</p> <p>①他市町村による老人福祉法に基づく措置対象者 ②介護保険法に基づく他市町村の介護保険住所地特例対象被保険者 ③障害者総合支援法に基づき他市町村が介護給付費等の支給決定を行っている方 ④成年後見人等が要支援者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である方</p>

	改正前	改正後
ア 補 助 金 の 額 に つ い て	<p>家庭裁判所が審判により決定した後見人等の報酬額（以下の金額が上限額日割り有）</p> <p>社会福祉施設等入所者 18,000 円/月 その他の者（在宅） 28,000 円/月</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>施設入所している被後見人等の預貯金等の額が 50 万円の場合の計算例</p> <p>市の基準による報酬補助上限額@$18,000 \times 12 = 216,000$ 円</p> <p><u>補助金額</u> $216,000 \text{ 円} - (500,000 \text{ 円} - 400,000 \text{ 円})$ $= 116,000 \text{ 円}$</p> </div>	<p>家庭裁判所が審判により決定した後見人等の報酬額（以下の金額が上限額日割り有）</p> <p>ウに記載の施設入所者 18,000 円/月 その他の者（在宅） 28,000 円/月</p> <p><u>被後見人等の預貯金等の額（報酬付与の審判によって決定された報酬対象期間最終日における貯金、現金及び有価証券の合計額）が 40 万円を超える場合は次の額とします。</u></p> <p><u>報酬付与の審判によって決定された報酬対象期間最終日における預貯金等の額から 40 万円を控除した金額と、規定により算出した補助金額とを比較し、補助金の額が上回る場合はその差額とする。</u></p>
イ 申 請 期 限 に つ い て	家庭裁判所による報酬付与の審判の決定のあった日の翌日から起算して <u>2月以内に申請</u>	家庭裁判所による報酬付与の審判の決定のあった日の翌日から起算して <u>3月以内に申請</u>
ウ 入 所 施 設 に つ い て	入所施設については「社会福祉施設等」として記載	<p>入所施設について明記</p> <p>①<u>生活保護法第 38 条に規定する保護施設</u> ②<u>老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム</u> ③<u>介護保険法第 8 条第 22 項に規定する特別養護老人ホーム</u> ④<u>障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設</u> ⑤<u>医療法第 1 条の 5 に規定する病院、診療所（ただし、3 月を超えて入院した場合に限る。）</u></p>

※今回の改正については、令和 4 年 4 月 1 日以後に家庭裁判所の報酬付与審判のあった報酬について適用しますので、令和 4 年 3 月 31 日以前に報酬付与の審判のあった報酬については、今までどおりの取り扱いとします。

お問い合わせ窓口

健康福祉部社会福祉課 福祉総合相談係 権利擁護支援センター「よりそい」

電話：0120-686-111 ファックス：0795-88-5282

所在地：〒669-3602 丹波市氷上町常楽 211 番地 本庁第 2 庁舎

